

第2章 緑の特性と課題

1 概況

(1) 概況

本市は、淀川右岸の大阪平野の北部に位置し、東西約6km、南北約5kmのL字型で、コンパクトにまとまった市域を形成し、高槻市、茨木市、吹田市、大阪市と、また淀川をはさんで寝屋川市、守口市に接しています。市域面積は14.88km²、山地・丘陵地がなく、全域が海拔3～14mの平坦な地形となっています。

かつては、淀川右岸の後背湿地※等に広がる水路の発達した農業田園地域でしたが、隣接する大阪市を中心とした放射・環状の交通網が整備されるなか、工業・流通系や住居系の土地利用が急速に広がりました。

市全域が都市計画区域で、うち約9割が市街化区域で、市街化調整区域は、淀川河川敷と鳥飼八町のみとなっています。

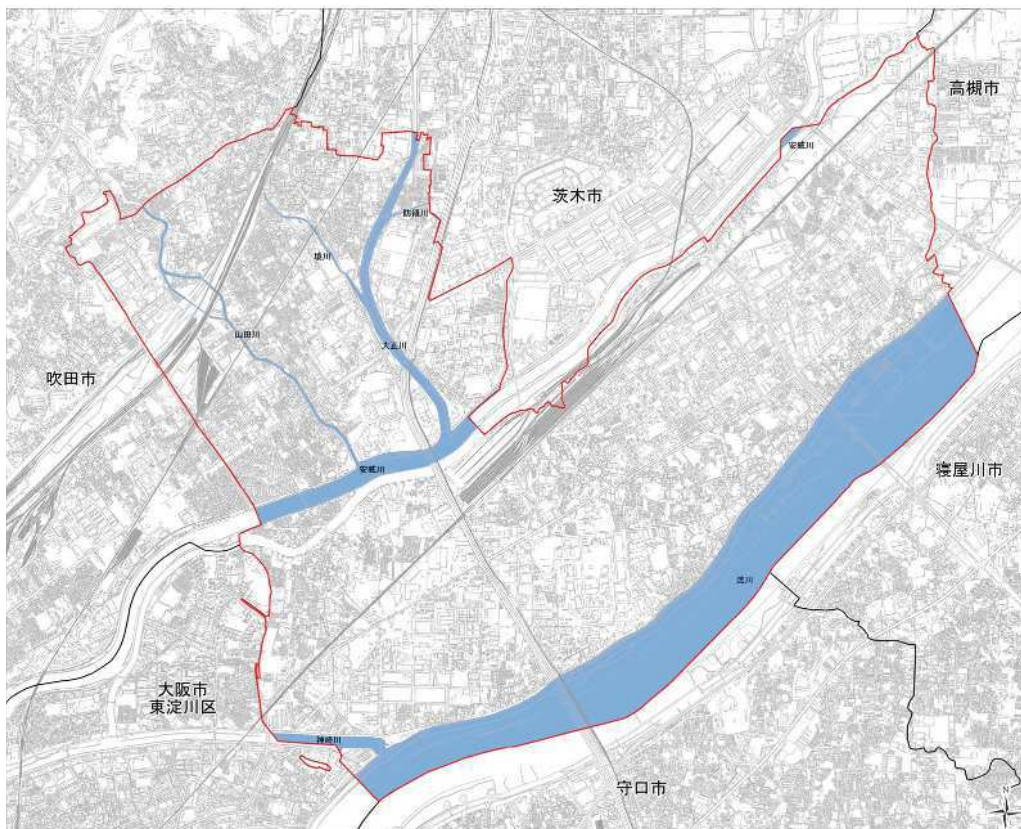


図 市域

(2) 人口

人口は、平成24年10月1日現在、約8.4万人となっています。平成9年からの推移をみると、ゆるやかに減少しており、平成14年に一度増加後、再び平成22年まで減少、平成22年以降はわずかに増加傾向に転じています。

また、年齢別にみると、65歳以上の高齢者（高齢人口）は大きく増加しており、平成9年の2倍以上となっています。その一方で、15～64歳までの生産年齢人口や14歳までの子ども（年少人口）は減少しており、少子高齢化が進行しています。

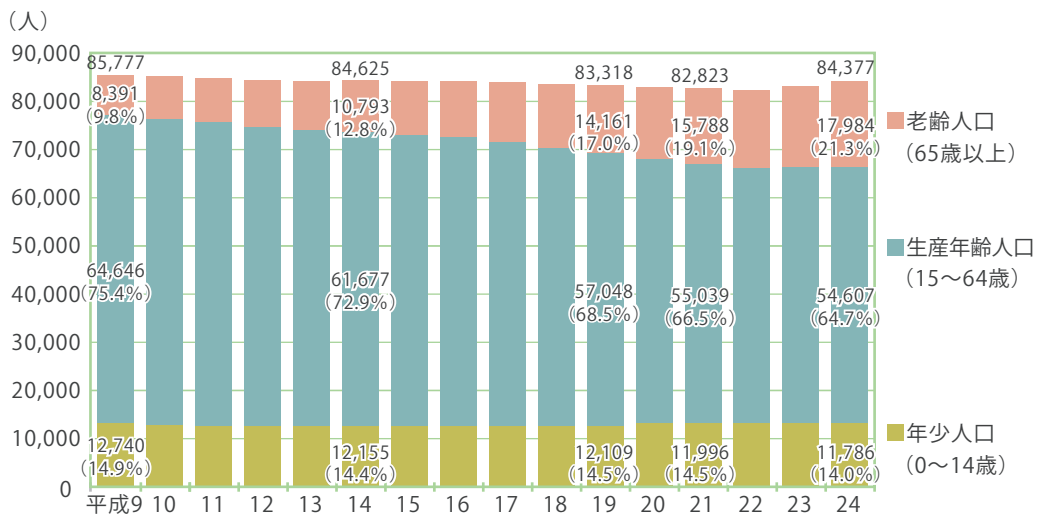
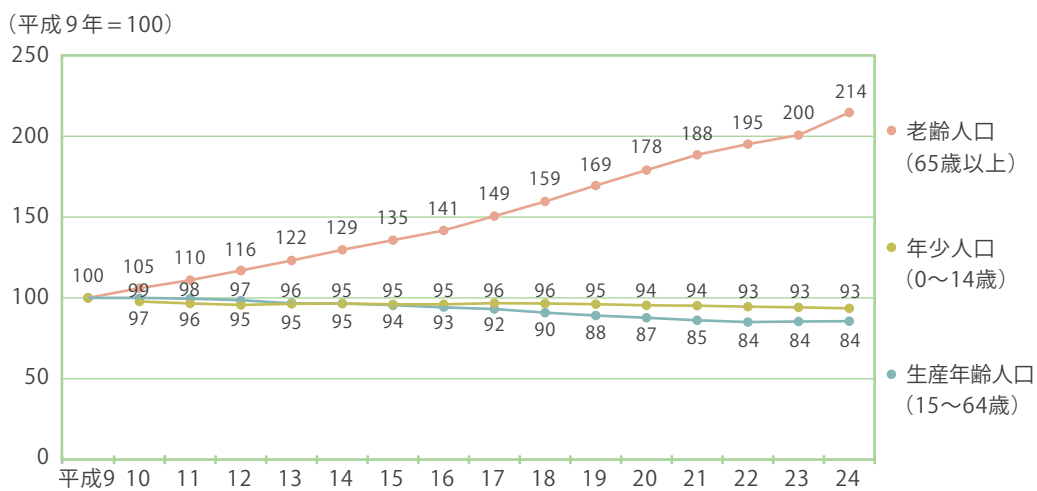


図 年齢別人口の推移 (各年10月1日現在)



平成9年の人口を100としたときの変化

図 年齢別人口の推移



(3) 土地利用

平成 22 年度都市計画基礎調査をみると、住宅地などの一般市街地が 26.8%に対して、工場地の利用が 29.4%となっています。また、水面 5.9%、道路・鉄軌道敷 9.1%、合わせて 15%を占めています。

農地は減少傾向ですが、まとまった農地が市街化調整区域である鳥飼八町にみられます。また、市街化区域内では農地の約 30%が生産緑地地区に指定されています。

安威川以北の地域では、阪急正雀駅、摂津市駅や JR 千里丘駅を中心に住宅地が拡大し、商業施設などの集積がみられ、地域の南部へと市街化がすすみ、現在の住宅地、商業地が形成されています。

一方、安威川以南の地域では、鳥飼地区で大規模な土地区画整理事業[※]が行われたことから、急激に宅地開発が進展し、工業地として、また住宅地としても活発な土地利用がすすめられています。

集落地も 5.5%あり、古木・巨木のある屋敷林[※]や河畔林[※]、地域の個性となる社寺林や段倉[※]、囲み堤なども残り旧集落の面影がうかがえます。

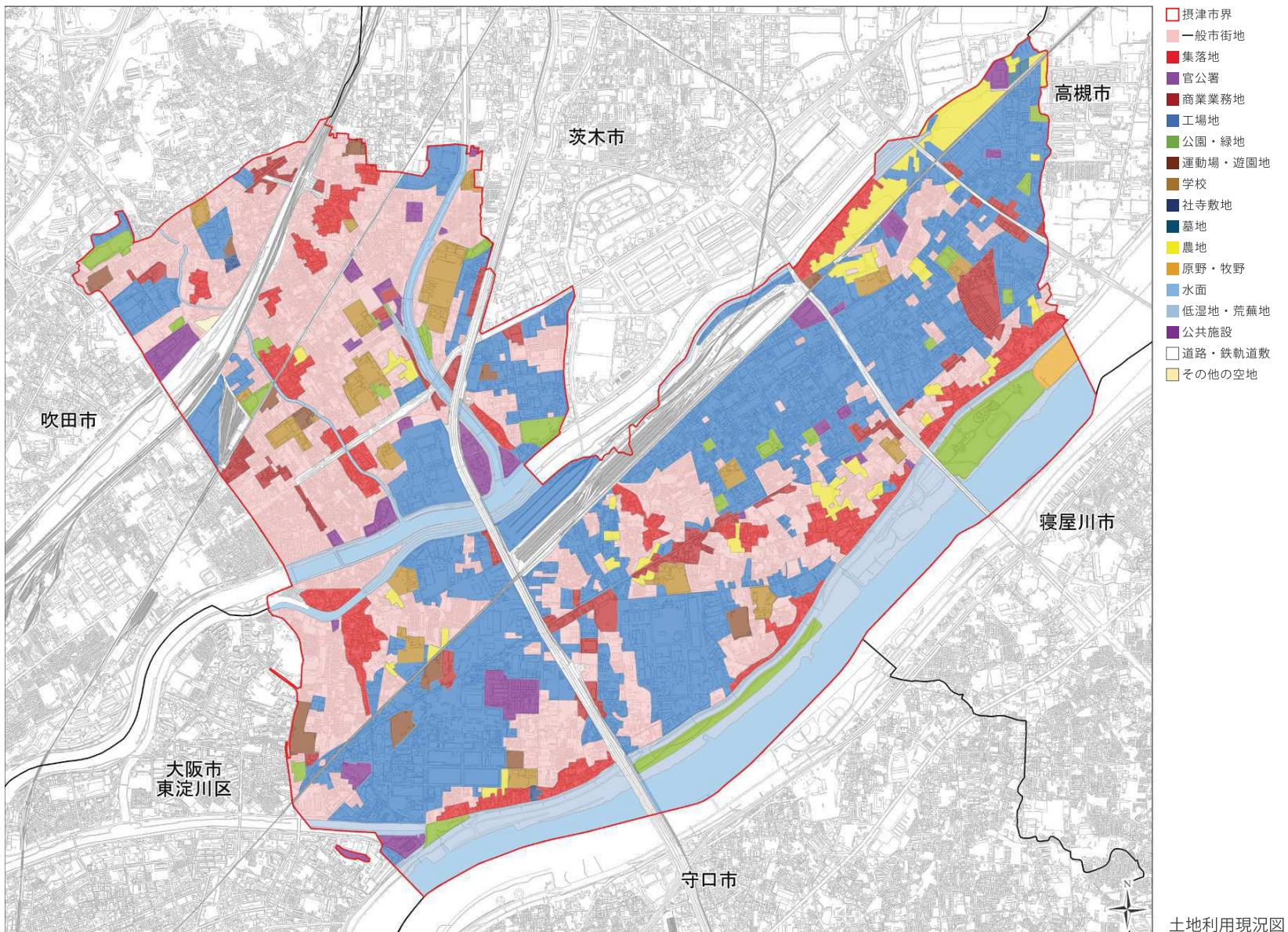
新しい動きとして、南千里丘周辺地区のまちづくりでは阪急摂津市駅が日本初のカーボン・ニュートラル・ステーション[※]として認定されるとともに地区計画により緑地を確保するなど先進的な取り組みがすすめられました。

今後、吹田操車場跡地整備に伴い公園緑地、住宅地等の整備がすすめられます。



図 南千里丘まちづくり鳥瞰図(完成予想 CG)

土地区画整理事業…58 ページ参照 屋敷林…59 ページ参照 河畔林…56 ページ参照
段倉…58 ページ参照 カーボン・ニュートラル・ステーション…56 ページ参照



- 摂津市界
- 一般市街地
- 集落地
- 官公署
- 商業業務地
- 工場地
- 公園・緑地
- 運動場・遊園地
- 学校
- 社寺敷地
- 墓地
- 農地
- 原野・牧野
- 水面
- 低湿地・荒蕪地
- 公共施設
- 道路・鉄軌道敷
- その他の空地

0 250 500 1,000m

出典：平成22年度 都市計画基礎調査



(4) 都市構造

土地の用途をみると、準工業地域[※]と工業地域[※]の面積が広く、市域の45.4%を占めています。地域的には、安威川の南側には準工業地域と工業地域が広がるとともに住居地域が偏在し、安威川の北側には、まとまった住居地域や商業地域が存在します。

市域には、大阪中央環状線、大阪高槻京都線、大阪高槻線などの道路が縦横に走り、交通の利便性を活かした、広域物流機能の高さが特徴となっています。

また、JR京都線千里丘駅、阪急京都線摂津市駅・正雀駅、大阪モノレール摂津駅・南摂津駅の5駅が市域内にあります。

また市域には、淀川、安威川、大正川などの河川に加え、番田水路などの水路も数多くみられ、これらの水辺は本市の特徴となっています。



神崎川



市場池オアシス広場



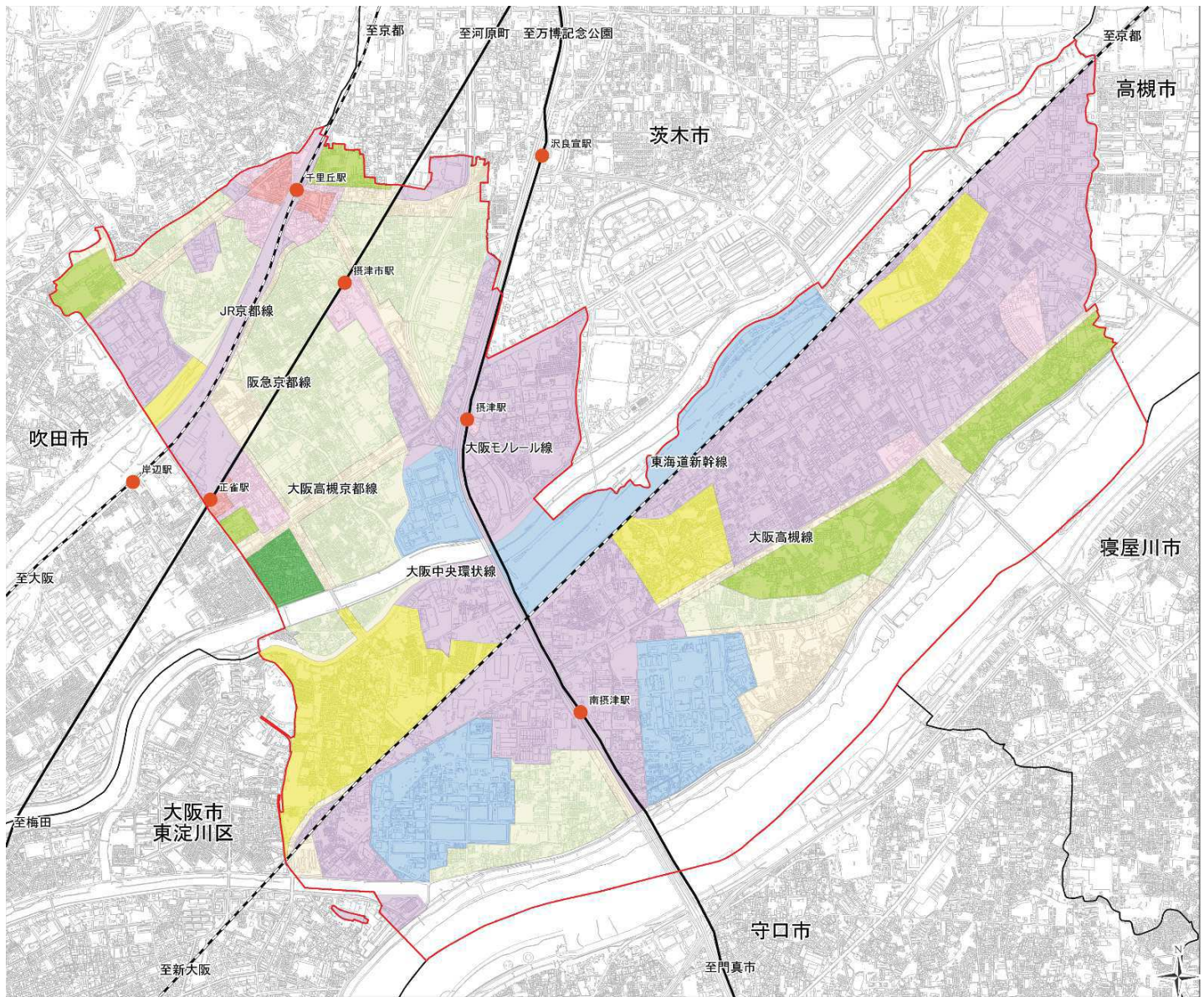
大正川河川敷公園



番田水路

準工業地域…57ページ参照

工業地域…57ページ参照



- 摂津市界
- 鉄道駅
- JR
- 私鉄
- 第一種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 無指定地

都市構造図

0 250 500 1,000m

作成時期：平成25年度 ※吹田操車場跡地編入時点



2 緑の状況

(1) 緑地の総量と分布

本市における水面を含めた緑地の総計面積は 222.2ha で、全市の約 15% に相当します。本市では、この緑地の総計を市域面積で除した数値を「緑被率[※]」としています。

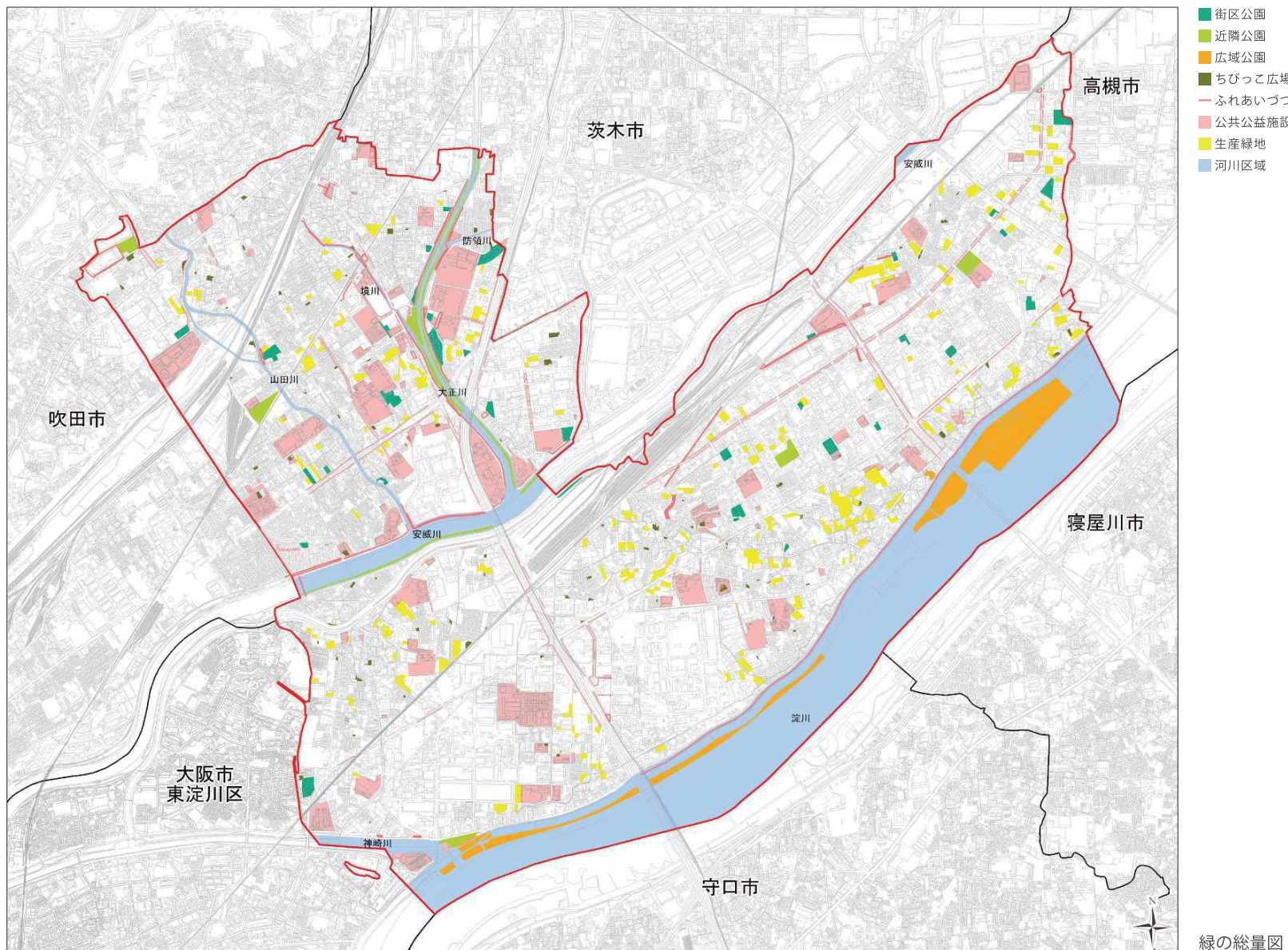
平成9年の調査以降、施設緑地（都市公園と公共施設緑地）は、14.6ha 増加し、地域制緑地（生産緑地と河川区域[※]）は 3.0ha 減少しています。

分類	年次		前回調査時点 (H9.3 1997)		今回調査時点 (H25.3 2013)		増減 (H25-H9)	
	種別	面積 (ha)	河川区域 重複面積 (ha)	面積 (ha)	河川区域 重複面積 (ha)	面積 (ha)	河川区域 重複面積 (ha)	
施設緑地	都市公園	街区公園	9.9	0.0	10.2	0.0	0.3	0.0
		近隣公園	5.3	0.0	10.1	△4.8	4.8	△4.8
		広域公園	16.3	△16.3	24.5	△24.5	8.2	△8.2
		小計	31.5	△16.3	44.8	△29.3	13.3	△13.0
	公共施設 緑地	ちびっこ広場	3.2	0.0	3.5	0.0	0.3	0.0
		ふれあいづつみ・ 自歩道・緑道等	9.8	0.0	10.5	△3.3	0.7	△3.3
		公共公益施設の緑地	23.1	0.0	23.4	0.0	0.3	0.0
		小計	36.1	0.0	37.4	△3.3	1.3	△3.3
	施設緑地合計	67.6	△16.3	82.2	△32.6	14.6	△16.3	
地域制緑地	生産緑地地区	20.0	0.0	17.0	0.0	△3.0	0.0	
	河川区域	155.6	0.0	155.6	0.0	0.0	0.0	
	地域制緑地合計	175.6	0.0	172.6	0.0	△3.0	0.0	
緑地 総計	総計	243.2	△16.3	254.8	△32.6	11.6	△16.3	
	緑地総計(重複分差引)	226.9 (市域の約15%)		222.2 (市域の約15%)		△4.7		

表 緑の総量

緑被率…59 ページ参照

河川区域…56 ページ参照



出典：平成24年度 摂津市緑の基本計画改定に伴う基礎調査



1) 都市公園

「都市公園」は、街区・近隣・地区・総合・運動公園である基幹公園に、広域公園を加えたものです。

市内の基幹公園は、街区公園が34カ所、近隣公園が7カ所あり、平成9年の調査以降、基幹公園は計4カ所・5.1ha増えています。

都市公園は42カ所・44.8haあり、平成9年の調査以降、4カ所・13.3ha増えています。

種別	年次	前回調査時点 (H9.3 1997)		今回調査時点 (H25.3 2013)		増減 (H25-H9)	
		カ所	ha	カ所	ha	カ所	ha
街区公園		32カ所	9.9ha	34カ所	10.2ha	2カ所	0.3ha
近隣公園		5カ所	5.3ha	7カ所	10.1ha	2カ所	4.8ha
基幹公園 計		37カ所	15.2ha	41カ所	20.3ha	4カ所	5.1ha
広域公園		1カ所	16.3ha	1カ所	24.5ha	0カ所	8.2ha
都市公園 計		38カ所	31.5ha	42カ所	44.8ha	4カ所	13.3ha

表 都市公園の整備状況



新幹線公園①



新幹線公園②

2) 公園機能のある公共緑地

ちびっこ広場は、市民にとって身近な緑地空間となっています。

市内にはちびっこ広場が95カ所・3.5haあり、平成9年の調査以降、7カ所・0.3ha増えています。

また、ふれあいづつみ・自歩道・緑道等は37カ所・10.5haあり、平成9年の調査以降、13カ所・0.7ha増えています。

公園機能のある公共緑地は、132カ所・14.0haあり、平成9年の調査以降、20カ所・1.0ha増えています。



種別	年次	前回調査時点 (H9.3 1997)		今回調査時点 (H25.3 2013)		増減 (H25-H9)	
		カ所	ha	カ所	ha	カ所	ha
ちびっこ広場		88カ所	3.2ha	95カ所	3.5ha	7カ所	0.3ha
ふれあいづつみ・ 自歩道・緑道等		24カ所	9.8ha	37カ所	10.5ha	13カ所	0.7ha
公園機能のある公共緑地 計		112カ所	13.0ha	132カ所	14.0ha	20カ所	1.0ha

表 公園機能のある公共緑地の整備状況

3) 地域制緑地

地域制緑地とは、「法によるもの」や「協定によるもの」、「条例などによるもの」の3種に分けられます。その内「法によるもの」には、風致地区[※]、近郊緑地保全区域[※]、歴史的風土保存区域[※]、緑地保全地区[※]、生産緑地[※]地区などの制度が含まれ、一定の土地の区域を指定し、その土地利用を規制することで良好な自然的環境の保全をはかることを目的としています。

本市では、河川区域（155.6ha）、生産緑地（17.0ha）が指定されています。

淀川・安威川・大正川等の6河川（すべて一級河川）が河川区域に指定されており、堤防・高水敷・水面が一体となって環境保全・レクリエーション・防災等の様々な役割を果たしています。

また、生産緑地は市内全域に点在し、市街地内の貴重な緑としての役割を果たしています。平成9年の調査以降、3.0ha減少しています。

分類	年次 種別	前回調査時点 (H9.3 1997)	今回調査時点 (H25.3 2013)	増減 (H25-H9)
		ha	ha	ha
地域制緑地	生産緑地地区	20.0ha	17.0ha	△3.0ha
	河川区域	155.6ha	155.6ha	0.0ha
	地域制緑地 計	175.6ha	172.6ha	△3.0ha

表 地域制緑地の指定状況



鳥飼八防



鳥飼下

風致地区…59ページ参照

近郊緑地保全区域…56ページ参照

歴史的風土保存区域…59ページ参照

緑地保全地区…59ページ参照

生産緑地…57ページ参照



(2) 公共公益施設の緑化状況

市内の道路、河川、庁舎、公営住宅、学校などの公共公益施設の緑化をすすめています。これらの公共公益施設の敷地面積に対する緑の面積※の割合（緑地率※）は、約 32%となっています。

市内には現在、公共公益施設緑地が 177 カ所・23.4ha あり、前回調査時より 15 カ所・0.3ha 増えています。これは、特に浄水場等、道路緑地帯等での緑化がすすんだことが大きく貢献しています。

種別	年次		前回調査時点 (H9.3 1997)		今回調査時点 (H25.3 2013)		増減 (H25-H9)	
浄水場等			14カ所	3.4ha	16カ所	4.1ha	2カ所	0.7ha
公営住宅			13カ所	2.0ha	9カ所	1.9ha	△4カ所	△0.1ha
庁舎等			20カ所	0.5ha	25カ所	0.5ha	5カ所	0.0ha
教育施設等			84カ所	5.9ha	91カ所	6.4ha	7カ所	0.5ha
市民プール			2カ所	1.3ha	1カ所	0.3ha	△1カ所	△1.0ha
ふれあい広場			1カ所	0.6ha	-	-	△1カ所	△0.6ha
市民苗圃			2カ所	0.1ha	4カ所	0.2ha	2カ所	0.1ha
道路緑地帯等			23カ所	7.1ha	29カ所	8.0ha	6カ所	0.9ha
その他緑地			3カ所	2.2ha	2カ所	2.0ha	△1カ所	△0.2ha
公共公益施設緑地 計			162カ所	23.1ha	177カ所	23.4ha	15カ所	0.3ha

表 公共公益施設の緑化状況

※ 緑の面積：明確な区画を有する施設の敷地内において、樹木・草花・芝等により緑化された区域（自然植生がある場合はこれも含む）の広さ。樹木が独立して植栽されている場合は、枝葉の垂直投影面積とし、水面は含みません。



コミュニティプラザ①



コミュニティプラザ②



(3) 民間施設の緑化状況

1) 事業者緑化

本市には、工場・流通系の施設立地が多く、大規模事業所は敷地外部（環境施設）等の緑化にも取り組まれ、地域にまとまった緑を提供しています。

平成25年3月末現在、工場立地法[※]に基づく申請企業が8社あり、緑地面積にして13.1ha、敷地外部（環境施設）を含むと16.6haになります。

2) 地域の中で育まれてきた緑（旧集落に残るかつての面影）

○ 古木・巨木（社寺林、屋敷林、河畔林）

目通り周[※]1.5m以上、樹高15m以上等を一定の目安とした古木・巨木は、現在、市内に45本あります。その内訳は、旧集落の民有地内が22本と最も多く、次いで神社・寺院の境内地や地域の墓地内に17本、河畔林等として水辺や道路脇に6本となっています。

樹種は数種類に限定され、落葉樹はムクノキ・アキニレ・ケヤキ・センダン・イチョウ等、常緑樹はクスノキ・アラカシ・クロガネモチ・クロマツ等です。



東正雀



千里丘



鳥飼八町



鳥飼中

工場立地法…57ページ参照

目通り周…59ページ参照



3 市民・事業者による緑化活動

(1) 市民の緑化活動

苗圃活動や、自治会単位での花壇づくりなどの活動、緑化活動団体の活動が定着してきています。しかし、これらの緑化活動を支えている市民は高齢化がすすんでおり、若い世代の積極的な関わりが求められます。

1) 自治会による公園管理

自治会が管理しているちびっこ広場は全 95 カ所のうち 89 カ所、約 3.4ha となっています。ちびっこ広場の管理には、67 自治会が参加しています。

箇所数	面積㎡(ha)	管理自治会数
89カ所	33,613㎡(3.4ha)	67自治会

表 ちびっこ広場の管理状況

平成25年4月現在

2) 花いっぱい活動

花いっぱい活動とは、自治会や緑化推進グループなどの団体が行う地域での緑化の取り組みで、四季に合わせて草花の植え替えを行うものです。公園やちびっこ広場、駅前ロータリーの花壇・プランターなどに季節の花を植え付けています。

現在、花いっぱい活動助成団体数は、31 団体（総数 337 人）となっています。

3) その他の活動

市内では、市民によって下記の活動にも取り組まれています。

- 摂津市緑化推進連絡会（花とみどりの会）主催の緑に関する教室
- 公民館活動での緑化講座
- 摂津支援学校による花壇活動
- 薫英学園の生徒のクラブ活動による花壇管理
- 市民や事業者などが参加する市主催のグリーンカーテン[※]コンテスト
- 市立小学校・幼稚園・保育所などでの摂津市特産品の鳥飼なすの栽培

緑化推進連絡会

緑化推進連絡会は「花とみどりのきれいなまちづくり」を推進することを目的とした団体です。加入団体が連携し、地域での花壇の設置や市内のイベントでの草花の配布など、緑化の推進に力を入れています。



(2) 事業者の緑化活動

大規模事業所を中心に敷地内の緑地が充実しており、屋上緑化、壁面緑化、ビオトープ[※]整備など、それぞれ特徴的な緑化活動もみられます。企業として単なる緑地面積確保にとどまらず独自の理念で緑化に取り組み、樹種選定や土壌改良、肥料や防虫、害虫駆除、剪定時期や手法など、緑化に関する企業独自のノウハウの蓄積がみられます。



屋上緑化等の事例



ビオトープ整備の事例

コラム 地域の緑のまちなみ形成 < 塩野義製薬株式会社摂津工場 >



塩野義製薬株式会社摂津工場では、地域の緑のまちなみ形成に大きく貢献しています。

平成 8 年には、「大阪府みどりの景観賞（大阪施設緑化賞）」受賞、平成 16 年には「緑化優良工場表彰 日本緑化センター会長賞」を受賞しています。



(3) 緑化活動の支援

1) 緑化に関する制度等

本市では、限られたスペースを有効活用し、緑や花を利用した美化修景を行うなどの市民活動に対して、次のような制度を整備し、支援を行っています。

名称	制度の概要
「花いっぱい活動」助成	<p>緑化推進活動及び美しい街づくりの一環として、グループ等が行う「花いっぱい活動」に助成を行うものです。</p> <p>多くの市民の目にふれる場所において草花等を植栽していただける団体、グループ等が助成の対象です。</p> <p>現在、31 団体（総数 337 人）に助成を行っています。</p>
花とみどりの補助金制度	<p>花とみどり豊かなまちづくりをめざして、市内の市街化区域内に所在する農地などを有効に活用し、市民生活に潤いを与えるために、市が指定する景観作物を栽培された方に補助金を交付する制度です。</p>
市民貸農園の貸し出し	<p>市が市内の農地を借りあげて、自然とのふれあいや土に親しむ機会を楽しんでもらうために、老人クラブ・自治会などの団体に対して有料で市民農園を貸し出しています。</p> <p>現在、市内に 11カ所開設し、面積にすると 9,498 m² となっています。</p>
誕生記念樹の贈呈と 誕生記念植樹祭	<p>昭和 54 年につくられた制度で、赤ちゃんの誕生を記念し、健やかな成長を願って、春と秋の年 2 回、誕生記念樹の贈呈を行っています。</p> <p>また、植樹場所に困る方を対象に、市内の公園などで誕生記念樹（高さ約 3.5m）をみんなで植樹する誕生記念植樹祭を開催しています。</p>
花と木の実践養成教室	<p>緑化意識を高め、園芸作業を一層楽しいものにし、市民協働による市内緑化を推進していただける方を養成するために開催しています。修了年限は 1 年、月 2 回程度の開催です。</p>

表 緑化に関する制度



2) 「花いっぱい活動」支援・市民交流施設

市内には、草花の種や苗から育てる苗圃（びょうほ）が4カ所あります。そのうち、鶴野苗圃は、活動拠点として人材育成にも取り組んでいます。年間2万ポットもの花苗を育てており、市内の花壇やプランターに供給しています。

また、鶴野苗圃内には、専門の指導員が草花、樹木の植栽方法、育成管理、病害虫の駆除方法等、花とみどりに関する相談に応じる「花とみどりの相談所」が設置されています。



鶴野苗圃



花と木の実践養成教室

鶴野苗圃の取り組み

花と木の
実践養成教室

地域の緑化活動を主体的に実践できる人材を育成することを目的として、鶴野苗圃を拠点に、毎年4月から1年間「花と木の実践養成教室」を実践しています。

教室は月2回程度、火曜日の昼間に季節の花の種まき、寄せ植え、剪定などを実践。また、市内花壇の植え替えなど、実践的な学びの場も提供しています。

現在では、同教室の卒業生による緑化推進グループも活躍しており、緑化の輪が広がっています。

花とみどりの
相談所

鶴野苗圃内の花とみどりの相談所では、市民に幅広い花の知識を持ってもらうため、緑化の相談・指導を行っています。

専門の指導員が、草花・樹木の植栽、育成管理、病害虫駆除の方法など、花とみどりに関する相談に応じています。

3) 誕生記念植樹祭

赤ちゃんの誕生を記念し、健やかな成長を願って、春と秋の年2回、市内の公園などで誕生記念樹（高さ約3.5m）をみんなで植樹する誕生記念植樹祭を開催しています。



誕生記念植樹祭



4 緑の特性と課題

(1) コンパクトな市域に「顔が見える緑化活動」

○お互いの距離が近い顔が見える緑化活動

本市はコンパクトな市街地であることから、市民・事業者・行政との距離が近いことが特徴です。お互いの顔が見える緑化活動が広がり、市内の緑は様々な関わりによって支えられています。

○市民による緑化活動

市民が暮らす自宅周辺の緑化活動にとどまらず、ちびっこ広場や花壇の多くは自治会や地域住民による緑化活動により維持管理されています。

○事業者による緑化活動

大規模事業所などでは、一定規模の緑が確保されており、壁面緑化や屋上緑化などにも取り組まれるとともに、地域での緑化活動への協力も見られます。

○行政による緑化活動支援

本市では、市内の限られた緑化可能な空間を有効活用し、みどりや花による緑化活動に対して、様々な支援を行っています。

○苗圃活動の可能性

鶴野苗圃を拠点に取り組まれている、緑化活動に花苗を供給する苗圃の活動は、種から苗を育てる実践教室のみならず、専門家の指導員による緑化指導や花とみどりの相談所を開設するなど、人材育成にも取り組んでいます。

この苗圃活動を地域に広げ、効果を全市域に波及させることで、市民・事業者による地域緑化活動がさらに広がりをみせる可能性があります。

●「顔が見える緑化活動」を継続し、個々の活動をつなげていく

市内の緑を支える緑化活動は、地域の方々に支えられていますが、後継者が育っていません。また、市民・事業者による緑化活動は、個々に取り組まれています。

これらのことから、個々の活動をつなげることで活動の輪を広げ、後継者を育成し、本市の特徴である「顔が見える緑化活動」を推進していくことが課題です。

●「まちの緑」を創り出す「顔が見える緑化活動」を生み出す

旧計画では、行政主導による公園・緑地の整備や公共公益施設の緑化により「まちの緑」の確保に取り組んできました。

これからは、市民や事業者など多様な主体との協働により民有地を含めた市域全域の緑化に取り組んでいくことが課題です。



(2) 平坦な地形に「まちの緑」

○ 平坦な地形に「まちの緑」の集まり

本市は平坦な地形であることから背景となる山や丘陵地などの自然の緑がないため、本市の緑は公園・緑地、住宅地・企業用地の緑といった人の手が介在する「まちの緑」の集まりとなっています。

○ 「まちの緑」は地域で育まれてきた特徴的な緑

市内では旧集落地が点在しており、住宅規模も大きく、生垣や屋敷林などの緑が残っています。寺社等では、古木や巨木が残されており、昔の面影がうかがえます。

また、土地区画整理事業によりまちづくりが行われた地域では、計画的に都市公園が配置され、特徴を持った公園・緑地の整備が行われています。

● 「まちの緑」を活用していく

本市では、公園の総面積、市民一人当たりの公園面積の確保に努めてきましたが、市内全域がほぼ市街化されていることから、新たに用地を取得して「まちの緑」を整備することが難しくなっています。また、早くから公園・緑地整備に取り組んできたことから、木々の成長や公園・緑地の利用状況なども変化しており、市民ニーズにあった利用者の満足度、利用頻度の向上が求められる公園・緑地も出てきています。

このため、存在する緑の質を高めるとともに、緑化できる公共空間の活用と、住宅地・企業用地といった民有地での緑化の取り組みをすすめていくことが課題です。

(3) 河川・水路は地域性を特徴づける貴重な空間

○ 河川・水路の水辺空間は貴重な資源

山や丘陵地などの大きな自然系の緑がない本市では、河川・水路の面積が大きく、水面が一体となって環境保全、レクリエーション、防災等様々な役割を果たしており、特に貴重な空間となっています。

● 水と緑のネットワーク化をはかる

本市では、河川・水路が市域全体に配され、水と緑のネットワークを形成する要素となっています。このため、河川・水路の空間を活かして、ふれあいづつみ等と合わせて、生物多様性を考慮し、周辺の緑を取り込みながら水と緑のネットワーク化をすすめることが課題です。

